

# Arcstar Conferencing ビデオ会議サービス利用規約【現改比較表】 2023年12月1日現在

～2023年12月31日	2024年1月1日～
<p>目次</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>第6条 <a href="#">契約の単位</a></p> <p>第7条 <a href="#">ビデオ会議契約申込の方法</a></p> <p>第8条 <a href="#">ビデオ会議契約申込の承諾</a></p> <p>第9条 最低利用期間</p> <p>第10条 <a href="#">利用者数等の変更</a></p> <p>第11条 <a href="#">利用権の譲渡</a></p> <p>第12条 契約者の地位の承継</p> <p>第13条 契約者の氏名等の変更</p> <p>第14条 <a href="#">その他の契約内容の変更</a></p> <p>第15条 契約者が行うビデオ会議契約の解除</p> <p>第16条 当社が行うビデオ会議契約の解除</p> <p>第16条の2 <a href="#">付加機能の提供</a></p> <p>第16条の3 付加機能の廃止</p> <p>第16条の4 付加機能の最低利用期間</p> <p>第17条～第43条（略）</p> <p>別記</p> <p>1 ビデオ会議サービスの提供区間</p> <p>2 利用権に関する事項の証明</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>第6条 <a href="#">削除</a></p> <p>第7条 <a href="#">削除</a></p> <p>第8条 <a href="#">削除</a></p> <p>第9条 最低利用期間</p> <p>第10条 <a href="#">削除</a></p> <p>第11条 <a href="#">削除</a></p> <p>第12条 契約者の地位の承継</p> <p>第13条 契約者の氏名等の変更</p> <p>第14条 <a href="#">削除</a></p> <p>第15条 契約者が行うビデオ会議契約の解除</p> <p>第16条 当社が行うビデオ会議契約の解除</p> <p>第16条の2 <a href="#">削除</a></p> <p>第16条の3 付加機能の廃止</p> <p>第16条の4 付加機能の最低利用期間</p> <p>第17条～第43条（略）</p> <p>別記</p> <p>1 ビデオ会議サービスの提供区間</p> <p>2 利用権に関する事項の証明</p>

- 3 削除
- 4 削除
- 5 [スマートグラス端末機器の販売等](#)
- 6 [業務サポートサービスの提供](#)

料金表 ～ 附則 (略)

- 3 削除
- 4 削除
- 5 [削除](#)
- 6 [削除](#)

料金表 ～ 附則 (略)

第1条 ～ 第5条の3 (略)

(契約の単位)

第6条 当社は、1のビデオ会議契約者識別番号につき1のビデオ会議契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。この場合、契約者は、1のビデオ会議契約につき1人に限ります。

(ビデオ会議契約申込の方法)

第7条 ビデオ会議契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社指定の方法により、ビデオ会議サービス取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、住民票、印鑑証明書又は運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(1) ビデオ会議サービスの種類

(2) 利用者数等

(3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(ビデオ会議契約申込の承諾)

第8条 当社は、ビデオ会議契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込みを承諾しないことがあります。

(1) ビデオ会議契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。

第1条 ～ 第5条の3 (略)

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

(2) ビデオ会議サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) ビデオ会議契約の申込みをした者が、ビデオ会議サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第9条 (略)

(利用者数等の変更)

第10条 契約者は、ビデオ会議サービスにおける利用者数等の変更（以下「利用者数等の変更」といいます。）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（ビデオ会議契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 利用者数等の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の40日前までにそのことをあらかじめ当社指定の方法により申込みしていただきます。

(利用権の譲渡)

第11条 ビデオ会議サービス利用権（契約者が本規約に基づいてビデオ会議サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 ビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりビデオ会議サービス取扱所に請求していただきます。

第9条 (略)

第10条 削除

第11条 削除

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) ビデオ会議サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(2) ビデオ会議サービス利用権を譲り受けようとする者が、ビデオ会議サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他当社のビデオ会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 ビデオ会議サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

第12条 ～ 第13条 (略)

(その他の契約内容の変更)

第14条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条(ビデオ会議契約申込の方法)に規定する利用申込書等に記載した契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条(ビデオ会議契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第15条 ～ 第16条 (略)

第12条 ～ 第13条 (略)

第14条 削除

第15条 ～ 第16条 (略)

(付加機能の提供)

第16条の2 当社は、契約者から請求があった場合は、次のときを除き、その契約者回線について料金表第1表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））第1（利用料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

(3) 削除

(4) 付加機能（テレビ会議機能(VPN型)に限ります。以下この号において同じとします。）について、その付加機能に係るArcstar Conferencing テレビ会議サービスに係るArcstar Conferencing テレビ会議契約者（当社のArcstar Conferencing テレビ会議 サービス利用規約に定める者をいいます。）の当社指定の方法による同意がないとき。

(5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のビデオ会議サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。

第16条の3～第43条（略）

別記 1～4（略）

5 スマートグラス端末機器の販売等

(1) 当社は、ビデオ会議契約者（タイプ3に係る者に限ります。）から請求があったときは、スマートグラス端末機器を販売します。この場合、ビデオ会議契約者（タイプ3に係る者に限ります。）は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第42条の2（特約）に定めるところによります。

第16条の2 削除

第16条の3～第43条（略）

別記 1～4（略）

5 削除

(2) 削除

(3) スマートグラス端末機器の引渡しは、ビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）がスマートグラス端末機器を受取ったことを当社が確認したことにより完了するものとします。

(4) スマートグラス端末機器の所有権はビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）によるスマートグラス端末機器の販売に関する料金、スマートグラス端末機器の設定に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社からビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）に請求するものとします。

(5) 当社は、スマートグラス端末機器の販売及び設置に関わる工事を日本国内でのみ行います。

(6) ビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限りま  
す。）は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア ビデオ会議契約者（(1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。）  
が、関連法規によりスマートグラス端末機器に係る技術の提供を禁止されている者又は経済  
産業省の定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないこと

イ スマートグラス端末機器を、核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造  
又は使用に供しないこと

ウ スマートグラス端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと

(7) (1)から(6)までに規定するほか、スマートグラス端末機器の販売に関する料金及び工事  
に関する費用の支払方法については第26条（料金等の支払い）に、消費税相当額の加算につ  
いては第32条（消費税相当額の加算）に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規定に

それぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、ビデオ会議サービスに準じるものとします。

## 6 業務サポートサービスの提供

(1) 当社は、ビデオ会議契約者（タイプ3に係るものに限りま  
す。以下同じとします。）から請求があったとき  
は、業務サポートサービス（タイプ3を活用し業務効率化等を支援するサービスをいま  
す。以下同じとします。）を提供します。この場合、ビデオ会議契約者（タイプ3に係るも  
のに限りま  
す。）は、サービスの態様により当社が個別に算定する料金の支払いを要しま  
す。この場合においてこの料金は本規約第42条の2（特約）に定めるところによります。

(2) (1) に規定するほか、業務サポートサービスに関する料金の支払方法については第26条  
（料金等の支払い）に、消費税相当額の加算については第32条（消費税相当額の加算）に、  
延滞利息については第30条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供  
条件についてはビデオ会議サービスに準じるものとします。

### 料金表

第1表 料金（付帯サービスに関する料金を除きます。）

#### 第1 利用料金

##### 1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (6) (略)	(略)

## 6 削除

### 料金表

第1表 料金（付帯サービスに関する料金を除きます。）

#### 第1 利用料金

##### 1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (6) (略)	(略)



(7) 利用者数等の変更等があった場合の取扱い

利用者数等の変更又は付加機能の変更があった場合の取扱いは次の通りとします。

ア 削除

イ 削除

ウ タイプ3に係るもの

<u>変更内容</u>		<u>取扱い</u>	
		<u>申出日</u>	<u>適用日</u>
<u>利用者数の増加に伴う変更の場合</u>	<u>利用者数の増加に伴う変更の場合</u>	<u>変更希望日の12営業日前までの場合</u>	<u>希望日</u>
		<u>上記以外の場合</u>	<u>申込み日から12営業日後以降の希望日</u>
<u>利用者数の減少に伴う変更の場合</u>	<u>利用者数の減少に伴う変更の場合</u>	<u>変更希望日の40日前までの場合</u>	<u>変更希望日の翌日</u>
		<u>上記以外の場合</u>	<u>申込み日から40日後の翌日</u>

備考

本規約において、「営業日」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。以下同じとします。）を除く日をいいます。

(8) (略)

(8) (略)

2 ~ 別表 (略)

(7) 削除

削除

(8) (略)

(8) (略)

2 ~ 別表 (略)

附 則（令和5年11月14日 C A S 3 サ第000400000541-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているビデオ会議サービスタイプ

3に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ  
の他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに  
ついては、なお従前のとおりとします。